

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御浜町は個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

御浜町長

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務
②事務の概要	<p>個人住民税及び森林環境税賦課事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税及び森林環境税の賦課事務のことを指す。</p> <p>上記に関する事務のうち、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【課税準備事務】 ①住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 特徴事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携、e-Gov審査支援サービス)(紙、電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金等支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>【調査事務】 ①扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には修正申告を提出してもらうことにより賦課内容の更正を行う。 ②294-3通知 住登外課税者について、住所地市町村に地方税法第294条第3項通知を行う。 ③税務署通知 市町村が行った調査内容にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 「課税準備事務」、「課税資料受付事務」、「賦課決定事務」、「賦課更正事務」、「調査事務」において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う) ②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 「課税資料受付事務」において、課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③帳票への印字 「調査事務」で使う「住登外課税通知(294-3項通知)」に個人番号を出力する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供 ①「賦課決定事務」、「賦課更正事務」で作成する個人番号を含むデータを番号連携サーバへアップし、番号連携サーバから中間サーバへ送信する。これにより、他市から情報提供ネットワークシステム経由でデータを利用することが可能となる。(所得情報、扶養関係情報)また、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)から、国民が自分の特定個人情報(所得情報など)について確認することが可能となる。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、宛名・口座システム、申告支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、課税ファイリングシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、e-Gov審査支援サービス

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表中の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(24の項) ・番号法施行令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0505
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0510
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人からのマイナンバー取得の徹底</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申告書や報告書等(USB メモリを含む。)の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申告書や報告書等の廃棄</li> </ul>
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDと指紋による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、定期的に監査も実施している。これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく法令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。  以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) 項27より、以下の情報照会が可能と定められている。「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報」であって主務省令で定めるもの、「都道府県知事」より「障害者関係情報」であって主務省令で定めるもの、「都道府県知事等」より「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの、「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報」であって主務省令で定めるもの、「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報」であって主務省令で定めるもの、「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報」であって主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	税務住民課	税務課	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①所属長	税務住民課長 山田一成	税務課長	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	税務住民課	税務課	事後	
令和1年6月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	2015/3/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	2015/3/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年8月15日	II しいき値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何らか いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
令和7年8月15日	II しいき値判断項目 特定個人情報ファイル取込者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
令和7年8月15日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である 個人住民税賦課に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 本人からのマイナンバー取得の徹底 ・ 特定個人情報の記載がある申告書や報告書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申告書や報告書等の廃棄	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年8月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である システムへのアクセスが可能な職員は、IDと指紋による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、定期的に監査も実施している。これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
	評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要 IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断根拠		「森林環境税」の追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項・番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞上頁 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	<p>1. 番号法第9条第1項及び別表24の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>	事後	
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第29条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) 項27より、以下の情報照会が可能と定められている。 「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報」であって主務省令で定めるもの 「都道府県知事」より「障害者関係情報」であって主務省令で定めるもの 「都道府県知事等」より「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの 「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報」であって主務省令で定めるもの 「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報」であって主務省令で定めるもの 「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報」であって主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報 第20条</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条中の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(24の項) ・番号法施行令第20条</p>	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>個人住民税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。</p> <p>上記に関する事務のうち、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【課税準備事務】 ①住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eL TAX) 特微事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携)(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金等支払報告書の受付(紙、eL TAX) 年金保険者が提出した公的年金等支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>【調査事務】 ①扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ。</p>	<p>個人住民税及び森林環境税課税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税及び森林環境税の課税事務のことを指す。</p> <p>上記に関する事務のうち、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【課税準備事務】 ①住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eL TAX) 特微事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携、e-Gov審査支援サービス)(紙、電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金等支払報告書の受付(紙、eL TAX) 年金保険者が提出した公的年金等支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>【調査事務】 ①扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。并兼申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。</p>	事前	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、宛名・口座システム、申告支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、課税ファイルシステム、eL TAXシステム、国税連携システム	個人住民税システム、宛名・口座システム、申告支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、課税ファイルシステム、eL TAXシステム、国税連携システム、e-Gov審査支援サービス	事前	